

熊本県医師修学資金貸与制度について

1 制度の趣旨

熊本県では、県内の地域医療を担う医師を確保するため、医師が不足している地域の病院等に、将来医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与しています。

大学卒業後の一定期間、知事が指定する地域の病院等(35医療機関※裏面参照)で勤務した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

2 貸与の種類等

種類	地域枠	一般枠	県外枠
対象者 及び 区分	【熊本大学医学部医学科 地域枠入学者】 ※熊本県内の高校出身者 が対象 ※選抜は熊本大学が実施	【熊本大学医学部医学科 入学・在籍者】 ※地域枠入学者を除く ※令和元年度まで	【熊本大学以外の医学部医 学科入学・在籍者】
募集人数 (令和元年度)	5人以内	5人以内	1人

・各年度の貸与状況(令和元年5月現在)

種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	計
一般枠	4	1	2	2	4	5	3	3	1	1	募集中	26
地域枠		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
県外枠								1		1	募集中	2
計	4	6	7	7	9	10	8	9	6	7	5	78

3 返還責務の免除の主な要件

勤務する病院等	・ 臨床研修終了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。
必要な勤務期間 (義務年限)	・ 1年次から貸与を受ける場合:貸与期間の1.5倍に相当する期間 例)貸与期間6年間 → 6年×1.5倍=9年 ・ 2年次以上から貸与を受ける場合:貸与期間に3年を加えた期間 ※ 勤務期間には県内病院での <u>臨床研修(2年間)</u> 、県内病院で行う後期研修 (1年間)を含む。 ※ 後期研修先は熊本市内も可。(県外の場合は義務期間に算入しない。)

4 知事が指定する指定病院等及び勤務ローテーション

- ・ 知事が指定する病院等(以下「知事指定病院等」という)は次の36医療機関です。
- ・ 修学資金を貸与された学生は、卒後2年間、熊本大学病院及び県内の基幹型臨床研修病院(12病院)での初期臨床研修終了後、通常は「後期研修※」を経て、指定病院等に勤務することになります。
 - ※「後期研修」とは、熊本県医師修学資金貸与条例 第7条 1項 2号に定める「後期研修」で、臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいう。
- ・ 指定病院における勤務ローテーションは、グループ毎に次の期間を基本としています。
 - 第1グループ: 2年間以内
 - 第2グループ: 2年間以上
 - 第3グループ: 第1グループ及び第2グループを除く期間

第1グループ

医療圏	医療機関
有明圏域	荒尾市民病院
	公立玉名中央病院
鹿本圏域	山鹿市民医療センター
菊池圏域	熊本再春医療センター
八代圏域	熊本労災病院
	熊本総合病院
芦北圏域	国保水俣市立総合医療センター
球磨圏域	人吉医療センター
天草圏域	天草地域医療センター
	天草中央総合病院

第2グループ

医療圏	医療機関
阿蘇圏域	阿蘇医療センター
	小国公立病院
上益城圏域	山都町包括医療センターそよう病院
球磨圏域	球磨郡公立多良木病院
天草圏域	上天草市立上天草総合病院
	天草市立河浦病院
	天草市立新和病院
	天草市立栖本病院

第3グループ

医療圏	医療機関
熊本県域	熊本県立こころの医療センター
宇城圏域	熊本みなみ病院
	熊本県こども総合療育センター
	宇城市民病院
有明圏域	済生会みすみ病院
	玉名地域保健医療センター
菊池圏域	和水町立病院
	菊池郡市医師会立病院
八代圏域	菊池病院
	八代市医師会立病院
天草圏域	八代北部地域医療センター
	天草市立牛深市民病院
阿蘇圏域	天草市医師会立 苓北医師会病院
	産山村診療所
天草圏域	八代圏域
	八代市立椎原診療所
天草圏域	上天草市立湯島へき地診療所
	天草市立御所浦診療所

問合せ先

熊本県医療政策課 企画・医師確保班

TEL: 096-333-2204 FAX: 096-385-1745

E-mail: iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp